

策定年度	平成15年度
変更年度	平成18年度
変更年度	平成19年度

## みんなで築こう岩倉市の水田農業

(岩倉市水田農業ビジョン)

平成19年4月

岩倉市地域水田農業推進協議会

## 目 次

1 岩倉市の水田農業の改革の基本的な方向	1
（ 1 ）岩倉市の水田農業の特性	1
（ 2 ）作物振興及び水田利用の将来方向	1
（ 3 ）担い手の明確化	2
2 具体的な目標	2
（ 1 ）作物作付け及びその販売の目標	2
（ 2 ）担い手への土地利用集積の目標	3
土地利用集積の取り組み	
4 本計画推進上の地区	4
担い手リスト	
5 地域水田農業ビジョン実現のための手段	5
（ 1 ）産地づくり対策（産地づくり交付金 及び稲作構造改革促進交付金）の活用方法	
（ 2 ）その他の事業の活用	5

## 1 岩倉市の水田農業の改革の基本的な方向

### (1) 岩倉市の水田農業の特性

本市は、犬山緩扇状地の南端、濃尾東縁台地の西側に接し、濃尾平野のほぼ中央部に位置し、総面積1,049haの都市近郊地域である。地質基盤は、第4紀沖積層であり、泥土又は砂質土からなる。

農業の近代化を図るため、昭和39年度から土地改良事業が開始され、現在では予定された612haの全受益面積で工事が完了し、大型機械での耕作が可能な優良農地が確保された。農地面積は303haで、市の面積の3分の1を占め、田と畑の割合は2:1となっている。農家1戸当たりの平均経営耕作面積は、0.34haと小規模な兼業農家が多い。

畑作では都市近郊という条件を活かしてカリフラワー、白菜、レタス等を中心とした露地野菜の栽培が盛んで、名古屋市を中心とする東海地方の農産物供給地としての重要な役割を担っている。

一方、水田は全耕地面積の2/3を占めているが、昭和40年代から名古屋市のベッドタウンとして急激な都市化が進んだことにより水田面積が減少している。

米の生産調整は調整水田、自己保全管理などが多く土地利用率が低い状況にあり、現状の生産構造では、米の生産性だけでなく品質面においても解決すべき課題が多い。

近年、農産物の輸入自由化や都市化による営農環境の悪化、農業従事者の高齢化や後継者難などにより本市の農業は大きな転機を迎えている。こうした状況の中で、産直など消費者との連携強化による地場流通の拡大や、施設野菜の規模拡大等、都市近郊農業としての特徴を生かすための方策の推進とオペレータなど担い手農家への農地の利用集積を図ることが求められている。今後も都市化が進むことが想定されるが、農業・農地の持つ他面的な役割を生かすためのきめ細かな振興策を確立し、優良農地を積極的に保全・活用していくものとする。

### (2) 作物振興及び水田利用の将来方向

水田における土地利用型農業の活性化を目指し、実需者のニーズに対応した土地利用型作物の生産安定と品質の向上を図るため、農事組合の組織活動を強化し、産地体制の強化を図っていく。

また、現在の不作付水田や麦・大豆作に適合しない水田には、景観形成作物の作付けにより都市近郊農地の景観の向上を図るため、レンゲ、コスモス等の栽培を推進する。

さらには、農業の自然環境機能の維持増進を図るため、化学合成された農薬及び肥料の使用を低減することを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培方法を採用した特別栽培米の取り組みを行う。

こうした中で、水田における転作作物の本格的な生産拡大と品質向上により、安定した水田農業経営の確立を図るため

実需者のニーズに対応した作付・販売計画の策定

土地利用型農業推進組織（農事組合）の育成強化と担い手への土地利用集積

転作作物の生産コスト低減と担い手の規模拡大支援のための高性能農業機械の導入推進

消費者団体との連携強化と地産地消・販売の促進

トレーサビリティ・システムの導入等安心・安全な農産物生産の推進

等に取り組むこととする。

### （３）担い手の明確化

岩倉市水田農業ビジョンにおける担い手像としては、「産業型農業」展開のため意欲的に取り組む認定農業者、特定農業団体、一定の要件を満たす作業受託組織を基本とする。

## ２ 具体的な目標

### （１）作物作付け及びその販売の目標

作付作物は、水稻及び大豆、小麦、景観形成作物とする。小麦は飼料用に、大豆は自家消費用であり、景観形成作物は生産物が販売されることはないので、作付面積のみで目標設定する。

#### 作付計画

（単位：h a）

作物名	品種名	現在の状況	平成 20 年度の目標	平成 22 年度の目標
水 稻	あいちのかおり	1 3 3	1 3 0	1 2 5
	あさひの夢	2 1	1 8	1 6
	その他	3	2	1
	計	1 5 7	1 5 0	1 4 2
小 麦	農林 6 1 号	1	1	1
	計	1	1	1
大 豆	フクユタカ	0.4	0.6	0.6
	計	0.4	0.6	0.6
景観形成作物	レンゲ・コスモス	1 0	1 5	2 0
	マリ ゴ ルド			
	計	1 0	1 5	2 0

注) 水稻は、農家保有米等の生産面積も含

## 販売計画

(単位：俵)

作物名	品種名	現在の状況	平成 20 年度の目標	平成 22 年度の目標
水 稲	あいちのかおり	2,688 俵	2,600	2,470
	あさひの夢	1,087 俵	930	880
	その他			
	計	3,775	3,530 俵	3,350 俵

注 1 ) 水稲は農協の米販売計画数量。

### ( 2 ) 担い手への土地利用集積の目標

市内の担い手にとらわれず、近隣市町を含めた広域的な作業受託組織も含め検討することとし、「米生産のあるべき姿」への移行時期において、米生産の 6 割以上の生産と景観形成作物の 5 割を担うことを目標とする。

作物名	平成 18 年度		平成 20 年度		目標 ( 22 年度 )	
	面積	集積率	面積	集積率	面積	集積率
水 稲	70 ha	46%	80 ha	53%	85 ha	60%
景観形成物	0		6ha	40%	10ha	50%

### 利用集積の取り組み

年々農業者の高齢化、後継者不足による全面作業委託希望者や水稲作付けに不向きな水田では、耕作放棄地が増加している。こうしたことから、集落組織と関係機関が中心となり担い手農家へ利用集積に務めることにより作業の効率化及び作業の分散が出来、水田農業の活性化が図れる。

水稲に不向きな水田には、比較的栽培のしやすいレンゲ、ナノハナ、コスモスなどの景観作物を作付けすることにより都市近郊農地の景観の形成が図られる。

集積先は、担い手農家に限定することなく振興を図ることも必要なことから、一般農家への推進も図る。

### 3 本計画推進上の地区

本計画推進上の地区は、集落等における農業者の話し合いを円滑に進めるため、農事組合の区域を最小単位として設定する。

地区名	集落名	地区名	集落名	地区名	集落名
大市場町地区	大市場町	鈴井町地区	鈴井町	野寄町地区	野寄町
下本町地区	下本町	八劔町地区	八劔町	大地町地区	大地町
中本町地区	中本町	井上町地区	井上町	川井町地区	川井町
東町地区	東町	神野町地区	神野町	大山寺町地区	大山寺町
本町地区	本町	石仏町地区	石仏町	稻荷町地区	稻荷町
西市町地区	西市町	北島町地区	北島町	曾野町地区	曾野町

合 計 18地区(18集落)

担い手リスト

《リストは省略》

#### 4 地域水田農業ビジョン実現のための手段

- (1) 産地づくり対策（産地づくり交付金及び稲作構造改革促進交付金）の活用方法  
 ・交付金を受けるには、生産調整の達成、かつ集荷円滑化対策の加入を条件とする。

区分	交付単価
麦・大豆	10,000円以内/10a
一般作物 レンゲ、マリゴ・ルド、コスモス ヒマワリ、ナノハナ	10,000円以内/10a
特例作物等（野菜等）	5,000円以内/10a
調整水田	2,000円以内/10a
利用集積加算2h以上 一般作物、麦、大豆	30,000円以内/10a
担い手加算	1,500円/10a以内

・稲作構造改革促進交付金

生産調整に取り組む担い手以外の生産者に対して、米の価格下落等の影響を緩和するための支援を行う。

(2) その他の事業の活用

集荷円滑化対策

豊作により生ずる過剰米の処理については、その豊作分を翌年の生産目標量から減少させることを基本に、需要に応じた売れる米づくりの促進を図るとともに、主食用米の価格の低下による農業経営の影響を防ぐ必要から対策が講じられている。

また、無利子短期融資の仕組みを活用して、出来秋時における農業者による過剰米の区分出荷を促し、農業者団体等による主体的な販売環境整備の取組を行う。

なお、加入は任意であるが、集荷円滑化対策に加入していること及び生産調整実施者であることが、産地づくり推進交付金（産地づくり対策）の要件となる。

産地づくり交付金を受けるには、拠出金が必要となる。

拠出金額 1,500円/10a、